

平成31年2月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	星公正
委員会開催日	平成31年3月6日（水）、12日（火）
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 [委員] 佐々木彰 荒秀一 水野さちこ 佐久間俊男 宮川えみ子 渡辺義信 瓜生信一郎



星公正委員長

(1) 知事提出議案：可 決…16件

[※知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(3月 6日 (水) 農林水産部)

佐久間俊男委員

農25ページ、ため池等放射性物質対策事業における減額について、県有ダム関係の説明があった。

県内においては、中間貯蔵施設等の用地買収が順調に進み、搬入についても、平成31年度は400万tとされているが、県全体の県有ダム関係の現在の状況はどのようになっているか。

農地管理課長

県内におけるため池等放射性物質対策事業については、市町村のモニタリング調査として今年度206カ所実施している。

県有ダムのモニタリング調査は、南相馬市にある横川ダム、高の倉ダムの大雨時における出水時のダム湖の巻き上げ等による放射性物質濃度の変化について、継続調査のために実施するものであるが、今年度、渇水の影響で調査回数が減じたことから今回減額する。

あわせて、今年度は、市町村の支援として県営のモデル事業対策工法の普及、工事管理の検証等を行うための県モデル事業を4カ所で実施している。

佐久間俊男委員

私が住んでいる郡山市のため池について、汚泥土壌を約25cmしゅんせつし、きれいな土とそうでない土に分別するプラントの状況を確認してきた。

県における市町村への支援は、モニタリング等の支援にとどまるのか、技術指導や搬出時の支援も行っているのか。

また、市町村が行う汚染物質対策事業の終わりはいつごろか。

農地管理課長

まず、支援についてだが、現在、ため池等放射性物質対策については、市町村が事業主体となり復興加速化交付金を活用しながら進めている。ため池から出された土砂については、市町村において、環境省サイドの予算を活用しながら、除染部局が中間貯蔵施設等に運び出す段取りとしている。県としては、工法の普及という形で県のモデル事業における現地

研修会や市町村担当者を集めた指導会、連絡会を開催している。

見直しについてだが、放射性物質対策が必要となるため池は県内に約1,000カ所あり、現在までに約350カ所に着手している。今後も加速化させて進めていく。

事業期間については、中通りでは、復興期間が終了する平成32年度末を目途に、被災12市町村では、避難指示解除の状況を踏まえながら順次対策を進めることで関係市町村と打ち合わせを進めている。

宮川えみ子委員

農7ページ、強い農業づくり整備事業費の減額について、施設整備関係の要望件数と取り下げ件数、またその背景を聞く。

園芸課長

強い農業づくり交付金については、国の産地パワーアップ事業と、産地パワーアップ事業に県が上乗せする園芸産地スケールアップ緊急整備事業の2事業がある。

パワーアップ事業については、当初の要望は17件であったが、取り下げ後は14件となった。また、県が上乗せする事業については7件を予定していたが2件にとどまった。

取り下げの理由としては、事業における面積要件を満たさなかったこと、目標要件の達成が見込めなかったことが挙げられる。

荒秀一委員

農7ページ、カリ（カリウム資材）散布について、当初見込みに対して今回の補正をすることは理解できるが、数値の見直しについて聞く。

農業振興課長

営農再開支援事業については、放射性物質の吸収抑制対策、追加散布の事業、除染農地の保安全管理など小事業が10ほどあり、それらを合わせた減額補正である。

その中で、放射性物質の吸収抑制対策については、これまで水稲作付するほぼ全ての市町村を対象に実施していたが、米の全量全袋検査あるいはカリを施用しない試験の結果を踏まえ、カリ散布を実施しなくてもよいとの市町村がふえ、現在、カリ散布を継続しているのは12市町村となっている。

荒秀一委員

説明は了解したが、各市町村におけるカリ散布をしないとの判断は、どのような根拠、指導に基づくものか。

水田畑作課長

基本的に全量全袋検査の測定下限値は25 Bq/kgであり、市町村内から25 Bq/kg以上のものが1点も出なければ、翌年カリ散布をしない拠点展示圃をつくる。その結果を踏まえ、なお出ない場合はそのエリアはないと判断する。

自然減衰もあるが、農家の不断の努力が功を奏し、相当面積が減っている。

荒秀一委員

これからは、農地が復旧したところではふえ、これ以上高いものは出ないという判断のところは減るとの理解でよいか。

水田畑作課長

そのとおりである。特に津波被害から復活したところでは、基盤整備が整い、今春から営農再開するところもある。そういうところは、前年度までにほとんど線量が出ていない見知があるが、被災エリアの部分については、細かい見識も必要だと思う。この点については市町村、生産者団体やJA等と協議し、対象とする部分を個別に考えていきたい。

宮川えみ子委員

強い農業づくりについて、要望の17件のうち14件は仕方がないと思うが、7件のうち2件の取り下げについて、今後の方向性を聞く。

園芸課長

施設園芸産地スケールアップ事業の要望が7件から2件に減ったことについては、今年度の新規事業であるため、周知が少しおくれたことや、市町村予算も伴うため市町村では補正予算を計上する必要があった。また、GAPの実施が要件であり、事業主体が複数の組合なりをつくる必要があるが、全員がGAPを取得することが難しく、予定件数に届かなかったと考えている。

宮川えみ子委員

その点は了承した。

農9ページの農業次世代人材投資事業の減額について、新規農業者の目標人数に対し、実績は何人だったのか。また、使い勝手が悪かったとすれば、何か改善できればもう少し目標に近くなったと思うが、そのあたりについて聞く。

農業担い手課長

農業次世代人材投資資金については2つのタイプがある。準備型は2年間を上限として研修期間中に年間150万円を交付する事業、もう1つが経営開始型で、5年を上限として年間150万円まで交付する事業である。

準備型については、市町村における相談者への案内を含め45件計上していたが、結果として37名になった。経営開始型については、継続分と新規分を含め321件の交付を予定していたが、281件の交付であった。特に経営開始型が40件ほど減ったが、具体的に土地の取得等で計画どおりに事業体が準備できなかった部分や、親元就農する場合の合わない部分等、さまざまなパターンがある。

今回、国の事業の見直しによりこれまでの45歳から、次年度からは50歳へと5歳要件を緩和する措置がとられ、若干ハードルが下がるため、その辺を市町村へ周知しながら取り組んでいく。

宮川えみ子委員

農17ページの畜産競争力強化対策整備事業の約4億円の減額について、申請取り下げとの説明があったが、詳細を聞く。

畜産課長

この事業は、自給飼料の給与制限や出荷制限等があり、本県畜産基盤維持、回復のため、必要な施設整備、家畜導入をするものである。

平成30年度当初予算では5件を計上していたが、個別に集約したところ、経営方針の転換や建設時期の再検討等により、今回事業の取り下げとなった。

詳しい内容としては、和牛の高騰による計画の延期、オリンピックに伴う資材価格の上昇による自己資金が課題とのことで、やむを得ないと判断している。

なお、我々としても、新年度の案件も抱えていたことから前倒しで誘導をかけた事業者もいるが、当初の計画のとおり新年度に実施したいとの意向の方もいる。

宮川えみ子委員

5件全て取り下げ、新年度に実施するのか。

畜産課長

素牛価格の上昇等があり、適切な時期を得て規模拡大したいとの意向もあるため、5件全てを新年度に実施するわけではない。

佐々木彰委員

畜産競争力強化対策整備事業では、どのような団体や個人が補助対象となるのか。

畜産課長

この事業は、各地域の市町村、農協、地元の生産者等から成る畜産クラスター協議会が事業実施主体で、クラスターとはブドウの房を指す。各協議会に地域の畜産振興を考えてもらい、協議会の決議を得た団体、個人が補助を受けられる仕組みである。

なお、5件のクラスター協議会は、石川町、福島市、会津若松市、猪苗代町、相馬市にある。

佐々木彰委員

農26ページの国土調査費について、2,250万円が増額になっている理由を聞く。

農村計画課長

国土調査事業費の第2次補正予算があり、それを有効に活用するために、3市町村において補正予算を計上した金額が2,250万円である。

佐々木彰委員

国土調査費は、市町村から要望があれば増額できる仕組みになっているのか。

農村計画課長

現状では、市町村からの要望に基づくものとはなっていない。まず国の予算が必要であり、それに県からの補助を加えているが、市町村の全ての要望には応えられてはいない。

補正予算では、防災・減災、災害の防止の観点からの地域に限定されるが、あらゆる機会において、市町村に対し、国の補正予算等を確実に活用できるよう強く依頼している。

宮川えみ子委員

農63ページの国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について、県の負担割合の引き上げを行うとのことであるが、国、県、市町村及び農家の負担割合及び反当たりの金額を聞く。

農地管理課長

国営かんがい排水事業安積2期地区の負担割合については、平成29年度までは国が66.6%、県が17%、市町村が6%、受益者が10.4%という取り扱いで進めてきたが、今般の国のガイドライン改正で、30年度分については、国の割合には変更なし、県が19.4%で2.4%のかさ上げ、市町村が9%で3%かさ上げとなる。県及び市町村のかさ上げにより受益者負担を10.4%から5%に軽減する形になっている。

受益者負担の減分については、30年度の事業費が約2億円であるため、2億円掛ける5.4%で約1,000万円の負担軽減となる。

反当たりの事業費負担については約1万円である。

宮川えみ子委員

農家負担が約1,000万円引き下げ、反当たり約1万円引き下げになると理解してよいか。

農地管理課長

農家負担については5.4%の引き下げ、反当たり1万円程度の引き下げとなる。

(3月 12日 (火) 農林水産部)

佐久間俊男委員

漁場復旧対策支援事業について聞く。

前年度も4億6,099万2,000円提案されており、今回も同程度である。

震災からきのうで丸8年、きょう9年目を迎えているが、事業における現在の状況を具体的に聞く。

水産課長

漁場復旧対策支援事業については、漁業者が操業中に瓦れきの回収を行う事業と、県が業者に委託し大型の瓦れきを回収する事業の2つがある。

漁業者が実施する事業については、当初は回収のためにのみ出航していた。その後、表層に漂っているごみは減ってきたため、今は操業中に網にかかるごみを回収するための経費と処理費に対して支援を行う。

一方、県が行う海底等に堆積する大型ごみの回収については、優先順位の高い漁業者の操業場所等から実施している。

平成31年度は小高・広野沖、32年度には残りの双葉郡沖を実施する。ほかの部分は一通り終了しているが、原発に近い2海域について、31、32年度で実施する予定である。

佐久間俊男委員

平成32年度には、目的とした全ての漁場等の除去事業が終了すると理解してよいか。

水産課長

計画ではそのとおりである。ただ、当初船のソナーを使い、瓦れきが沈んでいる箇所を探知していたが、年数の経過とともに、砂に埋まったのか、移動したのか、瓦れきの所在が不明になっている箇所がある。可能な限りソナーを使い探知しているが、取り残しの可能性があることから、漁業者等から要望があれば、漁場復旧のため、平成32年度以降も事業を実施したい。

宮川政夫副委員長

3点聞く。

1点目、農13ページの農商工連携ファンドの内容と対象者を聞く。

2点目、農30ページの国土調査費について、国土調査事業として14市町が対象とのことだが、対象は希望する全ての市町村か。

3点目、農5ページの中山間地域等直接支払事業と農31ページの多面的機能支払事業と類似の事業があるが、事業の相違点と両事業に重複して対象となることが可能かどうかを聞く。

農産物流通課長

農商工連携ファンドの対象は、農林漁業者と中小企業者との連携体である。

補助内容は、新商品開発のために必要な経費の補助であり、補助率5分の4以内、上限600万円で実施している。

農村計画課長

国土調査事業については、現在58市町村で着手しており、うち完了した市町村が20、休止または緊急区域のみが完了している市町村が24、残りの14市町村は現在実施中であり、この分を平成31年度の当初予算で計上している。

農村振興課長

中山間地域直接支払事業と多面的機能支払事業の大きな違いは、中山間地域直接支払は、地形条件、生産条件が不利な中山間地域等における所得保障として交付される点である。

次に、事業の重複についてだが、平成31年度における中山間地域直接支払については、47市町村の1,211の協定に対して予算を計上している。また、多面的機能支払については、54市町村の1,477組織に対して計上している。

30年度の実績では、44市町村で重複して実施しており、エリアが全く重複しているものもあれば市町村としての重複もある。

重複できないわけではなく、中山間地域直接支払はエリアが中山間地域に限定されているが、中山間地から平場にかけて地域等については、中山間地域直接支払と多面的機能支払が重複して交付されている集落もある。

宮川政夫副委員長

国土調査について、要望のある市町村については、平成31年度に実施できるとのことであるが、そのほかにも要望している市町村があるのではないかと。要望に対しては、ほぼ調査が進んでいるとの認識でよいか。

農村計画課長

国土調査事業については、市町村の要望額に対し、まだ十分に国からの割り当てが確保されておらず、比率としては8割ほどであるため、市町村の要望した事業量はなかなか確保できない状況にある。

宮川政夫副委員長

国の予算次第では、市町村の要望に対応できると理解してよいか。

農村計画課長

国の予算が一番大きな要素になる。もちろん県の予算も、国の予算に必ず関係するため、国と県両方の予算確保が必要である。

宮川政夫副委員長

農商工連携ファンドの来年度予算は、6次化を進める農商工関係者に20億円を助成するとのことによいか。

農産物流通課長

そうではなく、運用益すなわち利子利息で運営しており、ちなみに平成30年度は6件を採択している。

宮川政夫副委員長

支出の20億円については、借入金の元金を返す分か。

農産物流通課長

委員指摘のとおりである。

水野さちこ委員

農4ページ、第三者認証GAPの取得について予算が計上されているが、新年度のGAP取得の目標を聞く。

環境保全農業課長

年間目標としては、今年度末までに160件ほどの見通しとなっているが、平成32年度に向け、認証GAP全体で361件の取得目標を掲げており、その達成に必要な予算を計上している。

宮川えみ子委員

農5ページについて、宮川副委員長からの質問をより深めたい。

平成30年度と同様の予算規模であり、急傾斜地や不利な条件の地域とのことだが、国が枠を決めているとすれば、目的や条件がどのように決められているのか。

農村振興課長

中山間地域等直接支払における予算の状況としては、市町村が交付するものに対して国が2分の1、県が4分の1を補助する仕組みであり、市町村は県を通じて国に要望し、それに対して予算化される。

県の目標としては、「ふくしま新生プラン」において、平成32年度までに1万7,600ha以上で取り組むこととしている。30年度現在の取り組み面積は1万5,257haで、おおむね70%のカバー率である。

32年度までの1万7,600haについては、目標の設定時期とは若干状況が異なるものの、その目標達成に向けて実施していく。

宮川えみ子委員

何のために実施しているのか。

農村振興課長

この制度は、農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動を安定的に維持するため、国及び地方自治体が支援を行うものである。

宮川えみ子委員

不利な地域において、水田や畑などの農業をやめることを防ぐ目的も入っていると思うが、どうか。

農村振興課長

委員指摘のとおり、農業を維持するため、不利な生産条件における生産活動や地域を守る活動に対する支援を目的としている。

宮川えみ子委員

本県の場合は耕作放棄地が多い。耕作放棄地が多くなると国から来る予算が多くなることはないのか。

農村振興課長

20分の1以上の急傾斜など、地形勾配が交付要件である。

本県の耕作放棄地は、耕地面積に対する割合では全国で上位14位程度の位置にあるが、耕作放棄地の面積が広いから多く交付されるとの配慮はない。

ただ、耕作放棄地の発生予防を目的としても使用できるため、本交付金は耕作放棄地の発生防止にも効果があると認識している。

荒秀一委員

3点聞く。

農3ページ、福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業について詳細を聞く。

農4ページ、ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業について詳細を聞く。

農10ページ、鳥獣害対策費について、地域の力で進める！鳥獣被害対策事業、鳥獣被害対策強化事業の2つについて詳細を聞く。

農林企画課長

農3ページ、福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業については、福島大学食農学類が、本県の農業・農村の課題解決を図るために設置する講座等に対して支援する補助事業である。

具体的には、「鳥獣被害対策」と「農業経営の高度化」の2つのテーマでの講座を想定している。鳥獣被害対策については、野生鳥獣による被害情報や生育情報のデータベースの構築を進め、効率的な被害対策へ活用していく。また、農業経営の高度化については、市場ニーズに柔軟に対応した農業経営体の育成や産地づくりに向け、農業者・流通業者の調査やモデル提案する講座への支援を想定している。

1講座当たり1,000万円で、平成31年度の予算額は2,000万円を予算計上している。

なお、この事業については、今年度の9月補正予算において、31年度から10年間、最大2億円の債務負担行為を設定しており、継続して取り組んでいく。

農産物流通課長

農4ページ、ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業の詳細についてだが、この事業はおおよそ6つに分かれる。

1つ目がみんなのチカラで農林水産物づくり事業であり、全国にある「がんばろうふくしま！応援店」をふやし、現在2,500店近くにまでふえているものをさらにふやそうとするものである。

2つ目が「オールふくしま」によるプロモーション対策であり、一番大きなものが販売力強化支援である。県内各市町村や民間団体における農産物のPRや新たなパッケージの製作に対する助成、本県産の米の消費拡大や畜産ブランドの再生について、学校給食等における利用拡大などを実施している。

3つ目がうまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業であり、テレビを用いたPRやメディアミックスによる効果的な情報発信を行っている。

4つ目が県産農産物等輸出回復事業であり、輸出促進とともに県内に海外メディアなどを呼び、輸入規制緩和を進めていく事業である。

5つ目が6次化商品販路拡大事業であり、新たな共通ブランドとして「ふくしま満天堂」を立ち上げ、そちらのテストマーケティングを実施している。

6つ目がブランド力向上！攻めの販路拡大であり、ふくしまプライドフェアやオリンピック・パラリンピックを契機とした販路の拡大、オンラインショップの販売促進、イメージ向上に向けたパッケージモデル支援、全国での販売促進PR活動を行っている。

環境保全農業課長

農10ページ、鳥獣害対策費の中の地域の力で進める！鳥獣被害対策事業と鳥獣被害対策強化事業については、地域における被害防止、活動に対する助言、特措法に基づき鳥獣被害防止計画を策定した市町村や協議会に対する交付金による支援である。3億900万円ほどの事業のうち、鳥獣被害防止対策事業、市町村等が策定した計画に基づく推進活動、捕獲活

動及び整備事業に要するものとして2億9,800万円ほどの内容を考えている。

鳥獣被害対策強化事業も同様に鳥獣被害の軽減のための事業である。地域における有害鳥獣の被害対策には、専門的知識を持った職員の活動支援が必要であることから、現在鳥獣被害対策市町村リーダー育成活動を進めており、そのための経費である。さらに、イノシシや鹿を捕獲した場合に、国の交付金に県独自の補助を上乗せするための経費として1億800万円ほどを計上している。

荒秀一委員

福島大学の学生の募集状況等について、わかれば説明願う。

また、大変広範にわたる大きな6つのうちの1つであるふくしまプライドについて、今後も継続できるのか確認する。

鳥獣対策については、捕獲に苦慮している地域があり、リーダー育成は大変大事なことである。また、わななどさまざまな工夫が望まれ、単純に支援するだけではないと思うが、県としてのリーダーシップをどのように発揮していくのか。

星公正委員長

最初の質問であるが、福島大学食農学類の内容か。

荒秀一委員

今回は、講座の部分を答えてもらうことでよい。

農林企画課長

学生の募集については国立大学法人福島大学の話であるため、講座について説明する。

そもそも学生に対する講座は、国立大学法人がみずから設置すべきものであり、県が支援する講座は研究的なイメージで理解願う。したがって、相手は学生ではなく、地域であり、県全体の農業に内在する高度な問題について、課題解決を図る趣旨で取り組む研究を支援する。

農産物流通課長

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業の今後の見通しとしては、復興・創生期間が続く平成32年度までは予算がつくと思われるが、それ以降については、農林水産省を初め国の関係機関に働きかけていきたい。

環境保全農業課長

有害鳥獣対策としては、イノシシ等が農地周辺に出没することを防ぐためのやぶの刈り払いや放置された果樹の伐採等の集落環境整備、電気柵やワイヤーメッシュ等により物理的に農地周辺に近づけないようにする被害防除、さらに有害捕獲があり、これらの3本の事業を総合的に進めることが非常に重要である。

また、さまざまな地理的状況等があることから、それらを総合的に支援できるよう地域におけるリーダー育成を進めていきたい。

荒秀一委員

有害鳥獣の部分について聞く。

説明のとおりさまざまな工夫が必要であり、技術的な苦勞があると思う。

以前、県の担当者が講師を招き、イノシシの捕獲方法に関する勉強会を何回か繰り返していたと記憶しているが、効果を上げるために特段の工夫をしているか。

環境保全農業課長

有害鳥獣の捕獲については、農林水産部と生活環境部が連携して対応している。

農林水産部においては、農作物への被害防止の観点から、決して捕獲に限ることなく、総合的な対策をしている。また、有害鳥獣そのものの密度を小さくするための捕獲については、生活環境部において、指定管理捕獲等の取り組みによって実施している。

そのような中で、専門家が捕獲技術の向上という形で地域での技術研修等を行っている以外に、農林水産部においては、環境整備や有効な被害防除施設の維持管理等の技術について研修を行っている。

宮川えみ子委員

農4ページ、福島県産水産物競争力強化支援事業の7億7,000万円について、詳細を聞く。

水産課長

この事業は、大きく3つの柱で成り立っている。

1つ目が認証取得審査等の支援であり、水産エコラベルの取得について支援する。

2つ目が高付加価値化の取り組みであり、高鮮度を維持するためには、漁獲から流通に至るまで、どのような技術や機器の整備等が必要か実証を行った上で、必要な機器の整備を支援する。

3つ目が認証水産物の流通の支援であり、昨年度から実施している大手量販店等への常設棚の設置、PRのためのグッズやエコラベルの作成経費を支援する。

宮川えみ子委員

8億円近い事業費のうち最も予算を必要とするのは、2番目の高鮮度の維持流通かと思うが、どのようなことを実施しようとしているか。

水産課長

最大の予算は、高鮮度を維持するために必要な機器整備の補助であり、平成30年度は、市場等において、シャーベット氷という機器整備を行った。通常の氷では圧力により魚体にでこぼこ跡がついたり、上下に温度差が生じるが、シャーベット氷は、温度差が小さく、魚体に圧力がかかって形が崩れることもない。

また、漁獲した魚を冷たい状態のまま市場まで運ぶことができるよう、船の魚槽の冷却装置や、より効率よく加工できるよう乾燥装置への支援等を中心に実施した。

来年度も、引き続き実施したい。

佐々木彰委員

農3ページ、福島大学食農学類による地方創生モデル創出事業の内容を聞く。

農林企画課長

福島大学食農学類における地方創生モデル創出事業は、地方創生推進交付金の活用を想定している。食農学類の新設により配置された教員の知見を生かし、イメージとしては県内の中山間地域の集落ほどのエリアにおいて、地元特有の農産物等を活用し、地域の活性化に結びつけていく地域をモデル的に創出していく。食農学類の教員にプロジェクトを提案してもらい、審査の上採択し、県から福島大学へ委託して事業を実施する。

佐々木彰委員

地方創生モデル創出事業の箇所数、またどのような団体を予定しているかを聞く。

農林企画課長

1件当たり300万円程度を3件ほどと考えている。

地域と内容については、食農学類の教員から提案を受けることを想定しており、調整はこれからである。

佐々木彰委員

実践講座も含め、モデル事業について、受け手側に負担額は生じるのか。

農林企画課長

基本的には定額であり、地方創生モデル事業は委託事業であることから、補助率や自己負担が幾らという形ではない。

また、講座設置に対する支援についても、自己負担は想定していない。

宮川えみ子委員

農8ページ、農業経営者育成費については、大変大事な事業だと思うが、今年度当初予算と比べて事業費が減っている理由、農業女子育成がなくなった理由を聞く。

また、今年度における目標と実績、来年度の目標を聞く。

農業担い手課長

事業費減の理由としては、今年度は、地方創生の交付金を使い、農業被災地区の雇用関係の事業において多目に予算化したが、活用率が低いことから事業を1つなくしたことによる。

農業女子については、福島の子を担う多様な担い手確保支援事業に組み込んだところであり、農業女子の支援は引き続き継続していく。

農業次世代人材投資事業については、平成31年度の取り組みについて、市町村に要望等を聞いた上で予算化している。来年度については、2年間研修をする準備型について、継続して受給する方が12名、新規で準備型に取り組む方が30名で、42名を積算している。

また、最大5年間150万円の経営開始型については、30年度からの継続が237名、新規は現段階においては80名を積算しており、合計317名への交付を計画している。

星公正委員長

今年度の実績を聞く。

農業担い手課長

平成30年度の準備型の実績については、継続が14名、新規が23名、合計37名が取り組んでいる。30年度の経営開始型については、継続が214名、新規が67名、合計281名という実績である。

宮川えみ子委員

今年度の目標に対する実績はどうか。

農業担い手課長

平成30年度の目標に対する実績については、準備型の継続は14名でそのままであったが、新規については25人を予定していたところ23名で2名減である。

経営開始型については、当初205名予定していたところ214名と、計画よりふえている。また、新規の申し込みは72名を予定していたが、実績は67名で、計画を5名下回る実績となっている。

宮川えみ子委員

目標に対し、少し多かったところや届かなかったところがあると理解してよいか。

説明の中で、農業女子育成が、福島の子を担う多様な担い手確保支援事業に入っているとのことであるが、こちらも今年度から比べて減っている。事業を組みかえるなどやり方はそれぞれあると思うが、今年度と比べ、農業経営者育成費そのものが減っている。

事の重要性から考えると、やはり使い勝手をよくし、次世代の経営者を育成すべきではないか。今年度と比べ最初から予算を減らすことは問題だと思うが、どうか。

農業担い手課長

今年度、一部雇用関係について、当初予算に対する実績に非常に大きな乖離が発生し、是正したことにより、結果として総事業費が減額となった。

農業女子についても、応援する企業が多く出てきており、それらの団体と連携した発信や商品開発が順調に回り出している。一部、コアメンバー以外を助成するため、1団体50万円ほどの補助事業を準備し、592万3,000円を計上している。

宮川えみ子委員

年齢の上限を45歳から50歳にすることで使い勝手をよくし、後継者を育成しようとするのはよいと思うが、本県の農業者育成について、この程度の対応では立ち行かない。もっと工夫し、育てる観点で取り組むべきではないか。

農業担い手課長

新規就農者の確保は非常に重要な課題と認識している。

このため、特に基盤となる農業次世代人材投資資金については、農業振興公社の中にある青年農業者等育成センターと

各農林事務所及びJAなど、しっかり地元レベルで連携しながら、就農意欲のある方の相談に丁寧に乗る形で対応していく。

この人材資金は国の予算であることから、市町村の要望がある限り、最大限積んでいくことを考えているため、よろしく願う。

宮川えみ子委員

年齢の緩和が示されたが、就農者増に向けて今年度と比較して改善点があれば聞く。

農業担い手課長

次世代人材投資資金については、平成31年度の募集から、45歳から50歳へと上限が上がったため、丁寧に周知していく。

新たな担い手確保のための事業については、福島の子代を担う多様な担い手確保支援事業で約1億円を要求している。方部ごとに小中規模で実施している就農相談会の規模を大きくし、県内の多くの農業法人等が参集しながら就職先としてアピールする情報発信相談会といったものを新たに開催していくことを考えている。

また、農業法人への就職という形で、経営者向けのリクルート活動の方法や人材育成の部分のセミナーなど、農業高校や農業短大に対し、適切に求人募集できる取り組みを充実して実施する。

さらに、新規の取り組みとして、集落営農事業の中に、人を雇用し、地域の中で安定的に回すための経営管理能力を向上させる支援メニューを設けながら取り組んでいく。

人材投資資金の部分では、雇用就農の部分を手厚く支援していく。

宮川えみ子委員

福島の子代を担う担い手の支援事業規模を大きくすると言うが、こちらも予算的には減っている。説明に納得がいかない。

宮川政夫副委員長

農業次世代人材投資事業など農業経営者育成費の歳入にある雑入は、どういった内容か。

農業担い手課長

人材投資資金に係る雑入については、例えば経営開始型の場合、交付を受けている期間、収入が基準を上回った場合、収納を要する。

例えば、新規就農者が諸般の理由で農業を断念せざるを得ない事態になった場合、残期間の関係で補助金の返還を求められることがあるため、それを予算計上している。

宮川政夫副委員長

あらかじめ農業を断念することを想定しての雑入ということか。

農業担い手課長

わずかではあるが、指摘のとおりである。

農業担い手課長

一部誤りがあったので説明する。

宮川政夫副委員長から質問があった農8ページ、農業経営者育成費の歳入についてである。

雑入の5億1,939万9,000円の内容について、過年度返還金と説明したが、正しくは、農業次世代人材投資事業の国庫補助金が全国農業会議所を経由して県に交付されるため、予算上雑入として処理している。大変申しわけなく、おわびして訂正する。

なお、過年度返還金は、内数で34万4,000円を計上している。

宮川えみ子委員

農8ページ、定着育成事業について、農業参入者の定着状況を聞く。

農業担い手課長

毎年度5月に集約している定着状況は、おおむね3年を経過した定着率を捕捉しており、新規就農の雇用就農も含めた全体の定着率は80%程度である。

人材投資資金の受給者については、手元に正確な数値はないが、この資金を受けている方は、限りなく100%に近い定着率になっている。

宮川えみ子委員

全体では80%の定着率とのことであるが、どの県も後継者については苦勞していると思う。

今後の本県農業を担っていく人材について、どのように考えて目標人数を設定しているのか。

農業担い手課長

県のプランでは、平成32年度に8,000経営体という認定農業者の確保目標を達成するため、新規就農者を毎年220名確保するとの目標を掲げている。

宮川えみ子委員

プランに載っていると思うが、私はわからなかったため、そのプランをつくるに当たっての目標人数の設定について、再度聞く。

農林企画課長

法に基づく中核的農家は認定農業者であるが、本県は全体の農家数や、農業従事者数が非常に多いものの、必ずしも全てが中核的農家ではない。

プラン策定時には、認定農業者が8,000名いれば本県の農地の担い手を確保することが可能であることをベースとした。認定農業者も年をとると認定農業者から離れていくため、その部分の新陳代謝との意味で新規就農を年間220名と積算した。

宮川えみ子委員

目標設定の220名には、やめる方の分が確保されていると理解してよいか。

農業担い手課長

新規就農者数については、4年連続で200名を超える人数が確保されているため、おおむね目標に近い数字になっている。

水野さちこ委員

農38ページ、花粉の少ない森林づくり事業についてだが、花粉で困っている方が多くいる中で、広大な森林を有する本県としてどのように考えて予算計上したのか。

森林整備課長

現在、スギ花粉が少ない苗木を育てるため、種をとる木を林業研究センターで育成している。ようやく種がとれるようになったところであり、苗木を出せるようになるのは平成34年の予定である。

ある程度大きくなると種はとれないが、そのような中でもいち早く取り組まねばならないため、一昨年からは挿し木をして苗木を4,000本ほど外に出し、うち2,000本については、全国植樹祭のサテライト会場である大玉村で植林に使った。また、昨年中にさらに挿し木をし、今秋ごろには1万3,000本程度の苗木になる。

現在、民有林では、100haほどに杉が約20万本植えられているが、まずは種を増産して10万本、さらに順次ふやしていく。種の供給体制整備後に一番よい方法は、成熟した木を切って植えかえることであるため、補助により花粉が少ない苗木への植えかえを加速度的に進めていく。

佐々木彰委員

農9ページと34ページは、ふくしま「林・農」連携モデル創出事業と同名の事業である。9ページは4,811万5,000円で農業改良普及事業費、34ページは3,720万円で林産振興対策費となっているが、対象者は同一かどうか、また事業の内容を聞く。

農業振興課長

まず、9ページの「林・農」連携モデル創出事業については、過疎中山間地域においては、基幹産業が林業や農業であるため、それらを連携させ、豊富な森林資源を活用した営農モデルを構築していくものである。イメージとしては、夏場に花をつくっている農家が冬場に菌床シイタケ等の新たな品目を導入し、その中で森林資源である木材のチップやまきを利用して上手に経営してもらうものである。

あわせて、中山間地域への移住者を雇用し、通年収益を上げられるよう、しっかり従事してもらうため、大型機械の免許取得や、伐採のための講習会の受講、ドローンの操作技術を学ぶなどの技術を習得するための経費もこの事業で実施する。

林業との連携については、森林資源を活用するため、木材をチップにする機械や、それを燃やすためのまきボイラーの導入、冷蔵施設設備などハード面についても事業主体に補助する計画である。

加えて、でき上がった農産物加工品等の販路確保についても、販路開拓のコンサルタントへ委託し、市場に売り込むところまで支援していく。

森林計画課長

ふくしま「林・農」連携モデルの林業の部分については、今説明があったとおりであり、木質燃料等を製造する事業者がまき・チップ製造施設等を導入する際に支援する。また、林農連携で生産された農産物を、社員食堂などで積極的に使ってもらよう林業関係企業等を森林資源利用農産物の利用企業として認証する取り組みも加えて行う。

佐々木彰委員

そうすると、両方ともある程度同じ対象者へ支援すると理解してよいか。

森林計画課長

林業と農業の連携であるため、林業については34ページの事業、農業については9ページの事業ということで、役割分担しながら取り組む。

木材等を伐採、供給する事業者と、燃料等を製造する事業者と、その燃料を活用して農産物を生産する事業者が連携して実施していくため、農産物をつくる事業者については農サイド、木材を供給する事業者については林業サイドということで、それぞれが支援していくスキームである。

宮川えみ子委員

農10ページ、鳥獣害対策費についてだが、新しいイノシシ管理計画がスタートすることによって農業被害は徐々に少なくなっていくとの理解でよいか。

環境保全農業課長

新しい計画については、現在、生活環境部において県イノシシ管理計画を1年前倒しして第3期を策定するところである。農業サイドとしても、これらの計画と連携しながら被害軽減、被害防止に努めるため連携して当たっている。

ただ、農業被害については、その年の山の豊凶状況により農地周辺に出てくる有害鳥獣の出没頻度も変わるなど年次間の変動があり、一定程度の減少や高どまりが見られる状況である。

宮川えみ子委員

高どまりでは困るが、どうか。

環境保全農業課長

高どまりと表現したが、平成28年度と29年度の農業被害額を比べると、29年度については1億4,300万円余りであり、28年度の1億6,800万円と比べると2,500万円ほど減少している。

この要因としては、環境もあるが、総合的対策を進めてきた結果とも言えると考えている。

宮川えみ子委員

イノシシ被害は、農業そのものを諦める事態につながるため、高どまりでは困る。

計画策定の際に、当部としても農業被害との関係で意見は言えるか。

環境保全農業課長

第3期計画については、現在パブリックコメントがなされているが、農林水産部もその計画策定の中に入り意見を述べている。

例としては、これまでの計画は、生活被害も含め、被害がなかったころの水準の頭数まで減らす形であったが、新たな計画は、すみかと生活環境を切り分け、被害防止や被害防除を中心的な取り組みに据えようとの方向で検討されている。

これは、農サイドで行っている被害防除の考え方を強く反映したものと考えている。

宮川えみ子委員

今回の計画では、10分の1にするとのことだが、県民からは毎年減ると期待していたのに、全然減らないとの苦情が多い。計画をつくる側にも入るとのことであるが、農家の期待を裏切らないようにしてほしい。

次期計画では、当初計画の総括があるとのことであるが、今の話ではなかなか期待に沿うことができない感じである。

当初と今回とでは考え方が少し異なるとのことであるが、農家へはどのように説明すればよいか。

環境保全農業課長

当初の計画においては、被害がなかったころの頭数まで減少させるため、年間2万頭近くを捕獲頭数とする計画を立てた。新たな計画についても、その計画を引き継ぎながら年間2万5,000頭程度を捕獲していく計画になると聞いている。

農業サイドとしては、農業被害を軽減できる総合的な対策を進めていかねばならないため、連携して取り組んでいく。

宮川えみ子委員

私は、最初の計画は失敗だと思う。その点では、やはり農業者が収穫時に被害に遭う悔しき、何と云ってよいかわからない思いがあると思う。そのため、農業サイドとしても、高どまりにならないようしっかり意見を述べてほしい。

次に、農90ページ、県農業総合センター条例の一部を改正する条例について、改正の趣旨が消費税法及び地方税法の一部改正とのことであるが、新旧対照表を見ると、消費税10%増の対応だけでないようなものもある。

営利目的の使用料の部分が新しく入るとの理解でよいか。

農業振興課長

これは、消費税法等の一部改正に伴い、基本使用料及び設備使用料の額を改正するものである。営利目的使用加算料や準備等使用料は現行条例でも規定されており、新設するものではない。

宮川えみ子委員

説明では「その他の使用である場合」とあるが、営利でない「その他」もあるか。

農業振興課長

農業振興以外でイベントを開催する際は、その他の使用に該当する。

宮川えみ子委員

今度取るようになる準備等使用料については、農業振興のために使用する場合でも該当するののか。

農業振興課長

農業総合センターの多目的ホールをその時間占有することになるため、必要な使用料を徴収する。

宮川えみ子委員

今後使用料を徴収することについて、どのように考えているか。

農業振興課長

これまでも使用料を徴収していたが、今回100分の70に変更するものである。

星公正委員長

準備使用料の徴収は今回からか。

農業振興課長

これまでは準備時間の使用料を100分の100取っていたものを100分の70に変更する。

宮川えみ子委員

3点確認する。

①消費税分を上げる②営利部分の使用料を取っていた③準備使用料を70%に下げるとの解釈でよいか。

農業振興課長

営利目的の使用料も、準備時間の使用料も取っていた。その中で、準備時間だけは100分の70に値下げしたいとの内容である。

宮川えみ子委員

議案第20号について、家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例について説明があり、負担が出るとしか書いていないが、農業者の負担はないと理解してよいか。

畜産課長

BSEの改正については、検査手数料として4,500円支払ってもらう。条例には記載していないが、別途、国から農業者に対して4,500円の助成が出るため、本人の負担はゼロになる。

宮川えみ子委員

議案第21号の林業研究センター使用料及び手数料条例の改正条例の一部を改正する条例について、これも消費税分を上げるとのことであるが、新旧対照表を見ると、上げているところと上げていないところがある。理由を聞く。

林業振興課長

今回の林業研究センター使用料の改正については、改正の因子として消費税、人件費等、水道光熱費がある。単価は財政課から示されたものを使うが、人件費については下がっているものの光熱水費は上がっている。

耐候劣化促進試験の中に「同一試料24時間増すごと」とあるが、この試験費目については人件費がかからない。一方、水道料金については割増しが大きく、この項目だけが1,000円上がったため今回改正したい。

宮川えみ子委員

消費税分は上げるが、単価が下がっている部分もあるため、結果として耐候劣化促進試験費だけが消費税分として上がると理解してよいか。

林業振興課長

委員指摘のとおりである。

宮川えみ子委員

議案第42号のふくしま県民の森条例の一部を改正する条例、また議案43号の福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例は、いずれも消費税分のみの改正との理解でよいか。

森林保全課長

ふくしま県民の森条例の一部を改正する条例は、記載のとおり消費税分を100分の8から100分の10にアップするものである。

また、福島県総合緑化センター条例の一部を改正する条例については、端数整理により、消費税率を掛けて計算した料金が変わるものと変わらないものがある。

いずれにしても、消費税アップ分だけを条例改正で計上している。

瓜生信一郎委員

農6ページ、「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業の3,500万円の中身について聞く。

園芸課長

「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業は、輸出に向けた検疫、品質の保持、生産量確保のために必要な機械施設の整備、またソフト面として、保鮮技術の確認や農薬の効果等を試すものである。

平成30年度は、「果樹王国ふくしま」グローバルリンク事業として果樹のみを対象としていたが、来年度からは花も含めて実施する。

瓜生信一郎委員

菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業について、健康によいものをつくるため、保健機能を有する地域特産物の生産振興を図るとともに、県民にその有効性をPRするとあるが、どのようなことを実施するのか。

また、県全体で行うのか、モデル的に数カ所で実施するのか。

園芸課長

主にオタネニンジンとエゴマであるが、ほかにも保健機能を有するとして生産、販売しているものは事業の対象になる。オタネニンジンには主に会津地方、エゴマは全県であるが、その他市町村等において対象としたいものがあれば全県的に対象になる。

今年度は、ふくしま「医食同源の郷」づくり事業としてオタネニンジンを食べる機会を設け、レストラン等と連携しメニューをつくるなど、生産現場や歴史を巡るツアーを実施するなどしてPRしている。

来年度以降についても、実施していきたい。

瓜生信一郎委員

どのようなイメージでPRしていくのか。

園芸課長

飲食店であれば一定期間オタネニンジンを利用したメニューをつくってもらうこと、扱っていない直売所に扱ってもらうこと、小学生に対する畑での収穫体験や食事の提供などを考えている。

今年度の例であれば、ミスコンテストのファイナリストを会津に招き、現場を見て情報発信してもらった。来年度もそれをもとに検討していきたい。

瓜生信一郎委員

農23ページ、経営体育成基盤整備事業について、県内の何カ所で実施し、どの地域を想定しているのか。

農村基盤整備課長

平成31年度は5地区で実施する予定であり、基本的には、会津地方と南会津地方で実施する。

中通り及び浜通り地方については、復興再生基盤総合整備事業や福島再生加速化交付金を使った復興基盤整備事業で実施する。

瓜生信一郎委員

会津の事業は平成31年度で終わるのか。

農村基盤整備課長

5地区全てが完了するわけではない。会津は平成31年度も継続し、32年度にも補完工事等を進める形である。

瓜生信一郎委員

最終年度はいつごろになるか。

農村基盤整備課長

地区ごとに説明すると、会津の経沢地区は平成32年度、駒形第二地区は31年度、槻ノ木地区は32年度、堰場は34年度という計画である。

荒秀一委員

農36ページ、森林災害対策・森林病虫害等防除費について、駆除し切れているか、また市町村からの要望を受けて実施しているかを聞く。

森林保全課長

この事業は、森林病虫害等防除法の定めるところにより、市町村が事業主体となり、県は市町村に対して補助するもの

である。

次に、カシノナガキクイムシの被害の実態については、平成12年に本県での被害が確認されて以来、21年まで、特に会津地方で集中的に被害が拡大した。県内の被害量も21年に5,000㎡となり、それ以降、県内の被害量は減少傾向に推移していた。

しかし、29年になり急激に被害が拡大し、5,500㎡まで増加した。被害は、只見町と南相馬市、双葉地方において急激に増加し、県内の5,000㎡の7割の被害が只見町と相双地方に集中しており、県としても、市町村へ積極的な防除指導を行っている。

只見町での被害拡大は、ナラの大径木が奥地にあり、現実的には、通常の伐倒駆除ができなかったため、誘引剤による誘引捕殺を実施し、ある程度効果が上がっている。

相双地方については、25年からカシノナガキクイムシが侵入し、29年度の被害量が2,100㎡と急激に増加した。そのため、県と市町村が協力して被害木の調査を行い、伐倒駆除を前提に実施している。

その結果、速報値であるが、30年度の被害量は対前年比で70%に減少している。専門家によれば、防除によりある程度被害量が低減傾向にある、また、昨年は非常に暑く、カシノナガキクイムシの活動範囲が制限されたのではないかとのことである。被害量については、29年度に5,500㎡ほどであったが、30年度は3,400㎡と全体的に減少している。

いずれにしても、只見町と相双地方以外は、全県的に被害が減少傾向にある。両地域だけが特化して被害が増加していることから、31年度以降も特に両地域において防除を徹底していきたい。

荒秀一委員

確認だが、ある程度技術的には確立しており、早目に対応すれば抑えることができるのか。

森林保全課長

全国的に実施している防除方法は、葉が変色する枯れ始めの段階で伐倒し、その樹木に入ったカシノナガキクイムシを薬剤で駆除するものである。しかし、森林は広範囲であり、枯れる時期が紅葉の時期と重なるため、なかなか発見しにくい。

技術的には確立されているが、何よりも被害防除のためには、速やかに被害を見つけることが非常に大事である。

そのほか、地形的に急であったり奥地であるなど、防除が物理的にできない箇所については、只見町で実施した誘引剤を用いる方法も全国的に新たな技術として導入されつつある。この方法は、被害のないところで実施すると、逆に他の被害のあるところから引き寄せてしまうことがあるため、どこでも適用できるわけではない。

この誘引捕殺と早期発見のため、住民からの協力を得るといって、二本立てで実施するよう市町村へ指導している。

宮川えみ子委員

農31ページ、農業集落排水事業について聞く。

農村基盤整備課長

現在は、一度つくったものを改修する更新という形で進めている。

1の農業集落排水事業（団体営）がハード事業で、保守あるいは更新、改修という形、また2の農業集落排水事業（最適整備構想策定）がソフト事業と理解願う。

新設としては玉川村で整備中であるが、基本的には、一度つくったものの改修、更新という形である。

宮川えみ子委員

農業集落排水事業は、比較的能率がよくないことから、やらない方向で進めると聞いたことがあるが、その方向でよいのか。

農村基盤整備課長

基本的に、更新や改修に当たっては、一つにまとめたり、下水道に接続する部分を含めて検討する。その上で、そのまま更新する場合があったり、新たにつなぎかえることも進めている。

佐々木彰委員

農30ページ、国土調査費について、答弁の中で、国への要求額の80%の予算を受けているとのことであったが、それらについては、市町村から要望があった部分の80%との理解でよいか。

農村計画課長

国の割り当ての80%の率の分母については、県が国に要求している額である。

市町村からの要望を踏まえ、県の予算との関係もあるため、県の予算を要求額とした場合における国の割り当て額の率が約8割となっている。

佐々木彰委員

県が考えている予算は、市町村からの要望とどの程度の開きがあるか。

農村計画課長

平成30年度の状況では、市町村の要望額に対する県予算の確保率は37%にとどまっている。

佐々木彰委員

了解した。さまざまな市町村で国土調査を進めたいとの意向があり、例えば伊達市では、今回0.1km²で1,290万円程度の予算となっている。予算の割合から見ると非常に高い額であるが、やはり県としてももう少し進めるよう要望する。

農村計画課長

当初予算の段階では、国の割り当て予算が確保できない現状にある。県としては、できるだけ公共事業と同時に進めるための社会資本整備交付金を活用するとか、国の直轄事業を活用することを考えている。

また、毎年ではないが、国の補正予算を最大限活用できるよう調整し、事業の進捗に努めていきたい。

(3月 12日 (火))

佐久間俊男委員

昨年、県産米のブランド力強化と風評被害の払拭に向け、農林水産部みずから販路拡大のために小売店に働きかける「ふくしま売米隊」が結成されたと聞いた。

県職員が営業に汗をかく姿を想像すると、感無量であるとともに風評払拭に向けての努力を痛感するが、成果や状況について説明願う。

農産物流通課長

「ふくしま売米隊」は昨年10月に発足し、農林水産部農産物流通課職員7名、うち2人は東京都からの派遣職員から成る。

我々の悩みは、県産米が首都圏などの棚にないことと、県の全量全袋検査、モニタリング検査の体制が十分に知られていないことである。県内では80%知られていても、県外では40%台の方が知らないとの状況が続いていた。

そこで、今年度からさまざまなフェアを継続しており、年度後半から小売店と米穀専門店においても売り込みを始めた。米穀店では、専門的な知識を持った店主が直接アピールをする対面販売のよさがあるため、口コミによる効果を狙い訪問した。

「ふくしま売米隊」は10月に発足したが、発足前に開催した販売力強化会議では、735店の取扱店数を今年度は1,000店までふやすとした。

10月には933店に、1カ月後には1,000店を突破した。今年2月末には1,209店となり、この1年間で約500店舗近く取扱店舗がふえたことになる。ネットニュースや各マスコミなどで全国へ大きく発信されたことが風評払拭の一助になったと捉えている。

本県は、ことし3月の農林水産省のレポートによれば、業務用米が65%から61%、家庭用米が39%にふえた。ブランド力アップのためには、家庭用米として棚に並ぶことが必要であり、徐々にふえていることは成果と考えている。

また、「ご飯のおとも」として6次化商品をあわせてPRしたところ、県内のホテルや百貨店で定番化したとの副次的な効果もあった。

このような県職員の活動は、実は予算がなく、つくったのは鉢巻きとたすきだけである。それぞれ手づくりの名刺を持って各地を回る中で、米を扱う専門店からさまざまなデータや情報が提供されることもあり、それもまた副次的な効果である。

佐久間俊男委員

感激している。成果が見事に出ていることを踏まえ、平成31年度予算は既に審議したが、さらなる体制強化が必要ではないかと思うため、考えを聞く。

また、首都圏、関西圏や中部など各地への常設棚の増設により風評が払拭されると思うが、31年度の県産米の常設棚設置の目標値について説明願う。

農産物流通課長

予算については、今年度と同等の予算を確保しており、「ふくしま売米隊」についても引き続き強化していく。きめ細やかに対応すると同時に、やはり食べてもらえば買ってもらえることがわかったので、試食まで実施したい。

具体的な目標については、これから販売力強化会議で決めるが、1,200店以上はもとより、さらにその上を目指していく。

がんばろう福島応援店など小売店、飲食店を含め、関係団体と協議しながら数をふやしていく。なお、具体的な数値は今後示すことが可能と考えている。

佐久間俊男委員

現在、農林水産部では県オリジナル高級米の開発とブランド化の計画を推進していると理解しているが、2018年度の取り組み状況について説明願う。

水田畑作課長

うるち米の新品種については、昨年9月に本会議で発表し、順調に進んでいる。ことし候補を福島40号と44号の2つに絞った。それぞれ柔らかか目とかた目という異なった特徴がある。

効果的な販売方法を探るため、広告代理店に委託し、専門店やハイレベルな米を購入する一般消費者への調査を行っている。なお、結果は年度末に仕上がる。

調査結果をもとに、生産者団体と一緒に作る福島県オリジナル米生産販売推進本部において最終協議をし、新年度の遅くない時期の一つを選び発表するが、平成33年度には市場にデビューする方向である。

順調にいけば新品種はできるが、最も重要なことは生産面をどのようにするかであり、生産から流通、販売までのプランニングをした上で生産者団体等とともに歩んでいきたい。

農産物流通課長

補足するが、ここ10年間、他県でもいろいろなブランド米が出ており、震災以降8年の間に他県は相当進んでいる。

ブランド米の品質に関する産地間競争が非常に厳しくなっているため、まずマーケットインの発想に立ち、消費者ニーズを捉えながらターゲットを絞った販売戦略を構築し、販売につなげていく。プレミアム感のある米にしたい。

佐久間俊男委員

高品質米をつくるためには、生産者の技術や人材育成が重要だと思うが、考え方を聞く。

水田畑作課長

他県では、「つや姫」や「ゆめぴりか」、「新之助」などさまざまな米を出しているが、最も重要なことは、個人単位で生産するのではなく、基本的な研究会組織をつくることである。GAPは当然必須で、特別栽培であれば特別栽培をしっかり実施してもらうなど、互いに技術研さんを高める組織に対して種子を供給するとの考え方をベースにしている。

米の世界では「おらげの米が一番うまい」とよく聞かすが、そうではなく、食味や防除体系など、互いに勉強会ができる

組織をまずつくり、そこに種子を供給する体制だけはしっかり守りたい。

先日、食味ランキング2年連続日本一となったが、最初から特Aを狙う。

佐久間俊男委員

新年度に研究会の組織を立ち上げ、さらに強化充実していくとの理解でよいか。

水田畑作課長

新年度早々に一本化して県民へ示し、その後、基本的には農業総合センターの中で種子を増産するため、平成31年度は、種子を増産する間に研究会の組織の形づけや現場の考え方について整理する。

実質的には、県内各地に32年産米の拠点展示圃を設け、一定程度の食味以上の米しか販売しないとの考え方で、初めからプレミアム感を落とさず実施していく。

佐久間俊男委員

生産や流通について期待しているので、よろしく願う。

宮川えみ子委員

水産関係の水揚げ量拡大について、大型化した資源の効率的な漁獲手法、資源管理の実践、栽培漁業の再開、産地市場の活性化、大手量販店への販路拡大との方向が示されたが、それぞれ説明願う。

水産課長

資源管理についてだが、ヒラメやババガレイなどにおいては、生息密度は震災前の8倍以上、漁獲サイズは平均で10cm程度大きくなっている。

そのことを踏まえ、水産資源研究所を中心とし、震災前の6割の漁獲努力量、つまり出漁日数を10日程度から6日へ、網を入れる量を100枚から60枚へ減らしても、震災前の8割程度の水揚げが可能になるとの試算をしている。

また、競争力強化のため、エコラベルをつけたり、量販店等での販路拡大により、単価の2割アップを見込み、震災前以上の水揚げ金額を確保するふくしま型漁業について関係者と協議している。

栽培漁業については、10cmのヒラメを100万尾、3cmのアワビを100万個、0.6gのアユは300万尾など、大熊町にあった施設と同規模の種苗を生産できる水産資源研究所を整備している。

条件が整い次第、ヒラメは平成31年度の放流を目指し、アユは31年秋に卵をとり、32年度の解禁前に放流する。アワビは、現在国の機関を借りてつくっている種苗については31年度に放流するが、新しい施設で採卵したものについては32年度以降の放流となる。

消費の拡大により、仲買卸が本県産を扱うようになり、消費地市場での扱い量もふえ、漁業者も安心して漁獲ができるとの好循環を生む中で、水揚げの拡大を図っていく。

宮川えみ子委員

試験操業や漁業をどのように拡大していくのか。

水産課長

漁業者が一番懸念するのは、従来どおりの漁獲をした場合、他産地と競合し、価格が下がり固定化されることである。

そうならないよう、我々は販路拡大のため、高鮮度やエコラベルなどの付加価値をつけ、本県産は安全で、高鮮度というプレミアムがついているにもかかわらず、それでも買いたたくのかという状況をつくり出す。あわせて、漁業者の漁獲意識を高めて水揚げ量の拡大を図っていく。

宮川えみ子委員

販路拡大について、来年度の取り組みを説明願う。

水産課長

量販店での扱いについては、今年度展開している8店舗から新たに10店舗の展開を目指す。

外食産業については、本県に協力してくれる外食店を探し、福島食材フェア的なものを行い、実際に食べてもらう。

外食産業のシェフを本県へ招き、水揚げを見、現場で魚をさわり、調理してもらおう。また、外食産業の全国的なフェアに本県のブースを設けてアピールしたい。

農産物流通課長

補足する。去る1月23日、首都圏において、知事を先頭に、加工食品や水産業等を含めた県内の農林水産業全ての業種が参加し食を紹介する大規模なイベントを実施したが、その中で水産業のバイヤーツアーを開催した。

来年度も引き続き、直接首都圏のバイヤーに対し、現地で実際に食べてもらうことを働きかけたい。

荒秀一委員

知事からのよい報告、部長からの前向きな希望を聞き、全体的には復興してきていると理解している。

農業の担い手は60歳代が若手と言われるが、漁業の担い手は若手が多い。これからの復興を考えると、個人の所得についても考えなければならないが、目標の数値を聞く。

農業担い手課長

担い手の所得確保についてだが、現在、軸となる認定農業者について8,000名を目標に推進しており、経営安定に向け、土地利用型農業の場合、農地の集積が基盤となるため、作業効率の向上のため農地の集積を進める。

また、農業機械や施設整備について、個人への補助や、大規模な受け皿の核となる地域への施設整備の補助メニューにより支援していく。

さらに、担い手となる強い生産者がいない地域については、核となる生産者や小規模な生産者が連携する形の中で、集落営農の取り組み、いわゆる福島型集落営農を進め、地域全体での所得を確保していく。

具体的な所得目標については、各市町村段階で認定農業者を決めていく部分においては、市町村において基本構想を整備させ、基準を超える所得がある農家を認定農業者としている。具体的には県でも指針をつくり、主たる農業従事者の年間所得として、個人農家では430万円以上、夫婦など個別経営体では560万円以上を認定農業者とする指針を出している。

さらに8桁の所得を上げるような強い経営体をつくるため、ICT等の導入も含めて進めていく。

農林企画課長

補足する。県全体として農業者の所得をどう捉えるかについては、県農林水産業振興計画において指標を定めており、平成32年度における県全体の生産農業所得の目標値は1,180億円以上としている。

林業振興課長

林業後継者については、毎年250人を計画の目標値としている。震災前の後継者は200人前後あったが、現在は100人前後である。

そのような中で、林業事業者は零細な企業が多いため、県森林整備担い手対策基金を活用し、新規参入者の研修や資格取得への助成、高校生に林業現場を見てもらう取り組みも平成28年度から実施している。

また、零細であることにより社会保障の充実が図られていない部分があるため、退職金共済制度や雇用保険等の助成を引き続き実施している。

さらに、林業という特殊性があるため、ハチアレルギーの抗体検査、振動障害に関する特殊健康診断受診など幅広く助成し、林業後継者の育成を図っている。

若手は、下刈りなどのきつい仕事が入るとやめてしまうことから、フォローアップについても検討を要するため、一昨年から有識者を交え、林業従事者の維持に向けた勉強会を開いている。

森林計画課長

林業の所得に結びつく林業産出額について、平成22年には125億円程度であったが、震災原発事故の影響を大きく受け、24年には74億円程度まで落ち込んだ。しかし、29年次については100億円を超え、100億6,000万円となった。

32年度の目標は185億円として設定しているため、今後とも積極的に取り組んでいく。

荒秀一委員

県農林水産業振興計画の中で、トータルな部分での所得目標が示されたが、個人としての目標値はあるか。

農業担い手課長

農業分野の所得については、認定農業者を認定する際の本県で定める基本構想等に基づく所得の達成に向けた施設整備や技術指導等を行いたい。

荒秀一委員

私も農業に携わっている身であるため、土地の集積については十分理解しており、各中間管理機構も含め、土地の貸し借りや若手の育成に頑張ってもらっていることもわかっている。

一方で、治山治水という発想の中で、山間部における自然を守る役割をしっかりと果たしている農家も多数いる。私は、農政は、すべからくそうした方に対してもしっかりと政策を打っていくべきだと思う。

そうした方への支援策、今年度における農政の考え方を聞く。

農林企画課長

地域農業の振興や農地の保全など、中山間地域の小規模農家が非常に重要な役割を持つことについては認識し、これまでも支援している。

具体的な支援の例としては、小規模農家も参画して生産できるよう集落営農体制の整備、条件の悪い場所においても所得を上げることのできる収益性の高い野菜や花の産地育成の誘導、地域に合った品種の生産技術の普及指導、地域の特産物を使った6次化の推進等である。引き続き、中山間地域の農家の所得向上を含めて支援していく。

荒秀一委員

ぜひともさまざまな政策の中で対応願う。

今後の農政の方向性を定める上でも、福島大学や民間企業との連携も含め、新たに民間企業の参入を推進するなどの政策もあるが、農業への参入の状況や、農政における考え方を聞く。

農業担い手課長

農業への企業参入については、現在県が把握している件数は2月現在で127件あり、プラン上の企業参入の年間目標は4件としている。

企業参入の促進については、今年度も実施しているが、今後参入を検討する企業向けに、既に参入している企業の成功や苦勞を伝えるなどのセミナーを開催する。

また、金額は大きくないが、機械設備の導入への助成を今年度3件実施している。

担い手が不足する地区への企業参入は、雇用や地域の活性化を図る上でも有効であるため、新たに企業参入が図れるよう推進を継続していく。

特に浜通り地区については、イノベーション・コースト構想推進機構を通じ、PRをより強化しながら企業参入を図っていく。

荒秀一委員

農業の受け皿としてJAという大きな組織がある。一方、大きな組織化を進めていく農業法人もあるが、企業とは、農業法人も含めると考えてよいか。

農業担い手課長

先ほど述べたのは、既に農業以外の企業活動を行っている事業者が、新たに出資して農業法人を設立したり、定款変更により新たに農業分野を付加する形で農業に参入するケースである。

農業法人の育成についても、核となる経営体が伸びていくために重要な課題と認識している。技術面の指導に加え、今年度から農業経営相談所を設け、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士など専門家チームが指導する体制をとっている。

農業経営相談所では、44件の重点指導を行い、うち8件が今年度における農業法人の設立につながっており、次年度も

3件ほどが法人設立に結びつく予定である。

伴走型支援として、法人が発展していけるよう形態に応じた助言を行う。

水野さちこ委員

部長説明の中で、所得向上を目指した戦略的な生産活動の拡大との言及があった。知事も本会議で「オンリーワン」と、他産地との差別化を挙げている。

そこで、地産地消による酒造好適米の生産拡大について、どのような目標で進め、どのように所得向上につなげていくとするのかを聞く。

水田畑作課長

本県の酒米といえば、十数年前に出した「夢の香」がある。当初「夢の香」は純米酒であったが、近年レベルが非常に高くなっており、昨年の歓評会でも「夢の香」を使った吟醸酒で金賞をとった蔵元が出てきている。蔵元の話では、一つの酒米を使いこなすまでには10年近くの試行錯誤が必要とのことである。

その後、夢の香よりももっと削ることができる酒米をつくってほしいとの要望があり、福島酒50号が出てきた。現在、福島酒50号は最終段階に来ており、新年度早期に奨励品種化を決定し、品種登録の出願準備を進めていく。

昨年、福島酒50号を約10haの田におろし、種もみをつくった。県内の10程度の蔵元から手が挙げればよいと思っていたところ、倍の21の蔵元から手が挙げた。特に若い杜氏がいる蔵元から挑戦したいとの話を受けたため、今秋にはできる限り希望に沿う量ができるよう準備する。あす、ことしつくれる酒50号の生産者を集め、湯川村で栽培講習会を開く。そして、今秋以降にできた米を蔵元へ渡し、商品化につなげていく。

来年の今ごろ、春期鑑評会以降に新酒が出るため、そこで評価いただいた酒がオリンピック・パラリンピックのイベントなどの乾杯酒として使ってもらえればと考えている。

所得についてだが、農家にとって酒米は完全契約栽培であり、播種前に1俵当たりの価格がわかる。従来「夢の香」や「五百万石」より少し高目の価格設定を考えているが、蔵元からは安くしてほしいとの話もある。

農家にとって、出来高の部分で懐に入ってくる金がわかることをベースに、酒米づくりも多様な米づくりの一環として進めていきたい。

水野さちこ委員

ぜひとも蔵元にとっても米をつくる方にとっても、笑顔になれるものを期待したい。

ホンシメジについてだが、あす、ふくふくしめじの現地調査へ行く。我々も試食しておいしかったが、所得向上につなげることも大事であるので、コスト面をどのように考えて進めていくのか。

林業振興課長

ホンシメジについては、安定生産の部分でまだ厳しい部分があるとともに、コストダウンが課題となっている。12月補正において空調設備費用を計上し、現在工事を実施しており、3月末には完成する。培地を仕込んでから、4カ月ほどで発生可能であるため、コストダウンに向けた技術的な試験がどんどんできると考えている。

一般的に販売されている野生のホンシメジの価格は

1万円前後であるが、ふくふくしめじは大体7,000円で、料理人から言わせれば食味的には余り変わらず、それなりの評価を得ているようである。

しかし、期待する時期に入らない、いびつな形があるなどの課題があり、それらを解決し、農家の所得向上に少しでも寄与したい。

水野さちこ委員

ぜひとも所得向上につなげてほしい。

福島の復興について、特に風評被害の面から、農林水産業は重要な位置を占めており、輸出がふえるなど成果を残している。

風評被害に特効薬はないが、農林水産業は頑張らねばならない。特に農業と観光、農業と健康が大きなポイントになっていくと思うが、考えを聞く。

農産物流通課長

今後どのように風評対策を講じ、観光や健康などとどうつなげていくかだが、我々も毎日悩みながら、風評をどうしていくかが頭を離れない。

課題の一つは、本県に対するネガティブなイメージが消えないことである。本県から離れれば離れるほど、2011年のままのネガティブなイメージが続いている。したがって、本県の具体的なイメージを持ってもらうためにテレビコマーシャルや各種メディアとの連携が必要である。

そうしたイメージングが重要であるため、アニメーション動画をつくっているが、世界で1,000万ビュー見られており、動画も香港や台湾、日本国内などで300万ビュー以上見られている。また、消費者ヘトトップセールスを始めており、具体的に福島のものを見て、手にとってもらうことが大事だと考えており、継続して実施していく。

食と観光については、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、本県でも野球・ソフトボールが開催されるため、そうした首都圏からの観光客を中心に、平成31年度において新たに事業を展開していく。

具体的には、首都圏の観光地において、観光交流課と連携し、本県の食品などを販売する拠点となる店を複数置く。

また、食と健康についてだが、現在、機能性食品が非常に売れている。例えばあんぼ柿は、普通の柿よりビタミンAが7倍あるとか、ベータカロチンや亜鉛が豊富であることなど、品目ごとに細かな販売戦略を構築しながら、風評払拭や販売価格上昇への要望に取り組んでいく。

園芸課長

昨日、菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業について説明したが、今年度まで、ふくしま「医食同源の郷」づくり事業として、オタネニンジンとエゴマを中心とした保健機能を有する地域特産物の振興を推進してきた。

オタネニンジンについては、サポニン、アルファリノレン酸があり、震災前は輸出するほど作付があった。震災以降輸出できなくなり、ニンジン組合も解散したため作付がかなり減ったものの、ふくしま「医食同源の郷」づくり事業の実施により、震災前の10haから一時4haまで減ったが、6haまで回復した。

エゴマについては、平成18年に最大60haあり、震災後の25年には震災直前の15haから9haほど減った。この事業により、29年には60haまで回復した。当初は中通りの山間地が中心であったが、会津にも大分広がり、県内全域で作付を推進している。

これらは、保健福祉部とも連携しながら進めている。今後、健康によいものを食べる機会を多くし、利用についてのPRもしながら進めていきたい。

佐々木彰委員

3月1日発行の県報に、県内水面漁場管理委員会から告示第2号が出ている。内水面第5種共同漁業権漁場における平成31年度の目標増殖量とあるが、阿武隈川のコイは2,800kg、フナは1,050kgなどの目標値について聞く。

また、これまで遊漁券を買っていた者に対し、31年度は阿武隈川の遊漁券を発行しないとの通知が届いた。この点について、今後どのように遊漁させていくか見通しを聞く。

水産課長

目標値についてだが、内水面の場合は海と異なり、水域面積が極めて狭いため、自然状態での再生産力が非常に小さく、そこで漁業を行うと魚がいなくなる。それを防ぐため、漁業権を与えるに当たっては、そこに目標増殖量に示した魚を放す。その条件で、その魚種の漁業権を認めるといのが漁業法の趣旨である。そのため、現在、内水面の共同漁業権については、漁業権対象の魚の種類ごとに放すべき数量を内水面漁場管理委員会が示している。

次に、阿武隈川の遊漁についてだが、県のモニタリング調査でも、阿武隈川における放射性セシウム濃度は低下している。出荷制限があると遊漁券が売れないため、途中にあるダムを境にするなど水域を区切った形での出荷制限指示の解除

ができないか、できる限り早期に阿武隈川における遊漁の再開ができるよう漁協、国と調整していきたい。

佐々木彰委員

今年度は水不足により、井戸のポンプや掘削に対して補助したが、県での補助決定後、市町村議会を経て補正予算を議決する流れのため補助までに時間を要し、農業者もすぐに対応できなかった経緯がある。

ことしも雪が少なく来年度も渇水が予想されるが、県農業等災害対策補助金での井戸ポンプや掘削に対する補助の考え方を聞く。

農業振興課長

まず水不足の懸念についてだが、11～2月ごろまでを見ると、中通りを中心に降水量がかなり少ない状況にある。

3月1日であったか、東北地方の1カ月予報があったが、会津等も含めた日本海側においては、平年に比べて雨や雪が少なく、中通りと浜通りを含めた太平洋側は、平年に比べて晴れの日が多く、雨が余り降らない予報である。

各農業普及所へ状況を確認したところ、心配はしているものの現状では具体的な動きは出ていなかった。ただ、用水不足の懸念があることから、各地域において3月中に稲作に関する会議が開催されるため、その会議で、現状の認識や今後どのようにしていくかとの問題提起をした上で、時期を逸することなく技術対策を示していきたい。

また、昨年6月以降に雨が降らず高温であったため、高温少雨に伴う補助事業を発動した。農業災害対策補助事業には、県全域、農林事務所あるいは地方別に発動基準がある。今回は、県全域で甚大な被害が懸念されたことに鑑み、知事の特認事業として8月10日に発動し、7～9月末までの分について、井戸の掘削やポンプの購入等について補助した。

発動基準があるため、気象状況に関する情報をしっかり確認しながら、必要なタイミングで対処していきたい。

園芸課長

補足するが、これまで国の事業や県単事業においては、汎用性が高いなどの理由から井戸は補助対象になっていなかった。そのため、来年度から、国や県の事業により施設を導入する際に、施設園芸に限り井戸と一緒に整備できる事業を創設した。

昨年の干ばつにより多くの野菜が被害を受けたが、伊達地方においては、施設化によりしっかり水を与えることができた。そのため、暑い中でも平年以上の収穫、高価格となり、須賀川市や岩瀬郡を抜いて一番の販売金額を残した。

園芸関係の施設化を進めており、来年度からはあわせて水源の確保を進めていく。

宮川えみ子委員

きのう新規就農者について質問したが、わからないことがあったので聞く。

就農形態は、自営就農と農業法人等による就農とに分けられるが、そのうち自営就農は認定農家とそれ以外の農家とに分けているのか。

農業担い手課長

自営就農については、農業次世代人材投資資金等の活用を前提とすると、市町村が青年農業者に関する計画を策定するとの認定就農者制度があり、計画を策定して農業を開始してもらうためのバックアップを行っている。

新規就農の人数等については、毎年度5月に前年度分の取りまとめを公表している。この中では、自営就農が認定就農者であるか否かについては示しておらず、その部分の数字と制度的なものは別であることを理解願う。

宮川えみ子委員

農業者は3通りに分かれ、法人雇用、認定農業者及び認定農業者でない農業者となるとの理解でよいか。

農業担い手課長

新規就農者については、企業に雇用される雇用就農、自営就農のうち認定農業者になる方、制度を活用しない認定農業者以外の方がいる。

宮川えみ子委員

新規就農者は、法人雇用、認定農業者、認定農業者を目指す中での新規参入との考え方でよいか。

農業担い手課長

委員指摘のとおりである。進め方としては、自営の場合、まず認定就農者の認定を受けてもらい、さらに経営を発展させてもらうとの考え方である。

宮川えみ子委員

認定農業者とそれ以外の方と法人の3つに分かれると思うが、それぞれが管理する耕地面積は、おおよそ何%か。

農業担い手課長

そのようなデータは集約していないので、容赦願う。

宮川えみ子委員

集約していないとのことであるが、本県の耕作放棄地の問題については、農地管理も含めてしっかり支援していく必要がある。そのようなデータ区分をしないのはなぜか。

農業担い手課長

県の農業振興プランの中では、主に認定農業者について、平成32年度までに9万6,000haの農地を集約するとの目標を立てている。集積の率合いは目標にしていらないが、中間管理事業などを活用、推進しながら、担い手の農地集約に努めていく。

宮川えみ子委員

私の質問は、新規就農者に限っていない。さまざまな農業形態がある中、新規就農者にこだわらず、それぞれ支援することが大事と考えているが、そのあたりの考えを聞く。

また、それぞれにどの程度の面積を耕し、管理しているかを把握することが大事だと思うが、どのように考えるか。

農業担い手課長

タイプ別に利用する農地面積をひもづけるまでの整理はしていない。担い手の確保については、当然認定農業者が軸になるが、多様な担い手の確保に向け、さまざまな方に農地を使ってもらい、よりよい地域づくりにつなげていきたい。

宮川えみ子委員

それぞれどの程度の農地を管理しているかについて集約していないのか。それとも必要がないと考えるのか。

次長（農業支援担当）

農業関係の数値については、基本的には農林統計であり、国のセンサスや毎年の統計の中で整理しているが、その中で、直結する数値がないのが実情である。

農業振興を図っていく上でのスタンスとしては、地域農業の維持は非常に重要と考えている。そのため、7つの農林事務所に農業普及所を設置し、各普及所が地域農業をどう振興していくか普及計画をつくって取り組んでいる。さまざまな客体がさまざまにかかわるため、法人の面積がどうかではなく、地域の集落の中で担い手や小規模農家がどうであるかを見ながら農業振興に取り組んでいる。

宮川えみ子委員

了解するが、私としてはしっかり把握してほしい。

新規就農者の参入について、きのうの説明では、認定農家が少なくなり、法人が多くなっているとの説明があった。認定農家が少ないことについて、どのように見ているか。

農業担い手課長

雇用就農と独立自営就農の2つに分かれるが、長い年月で見ると、徐々に雇用就農の割合が右肩上がりに増加している傾向が読み取れる。ただ、年次による求人数の関係もならして見ていくと、雇用就農の形が徐々に増加しており、全国的にも同様の傾向になっている。

宮川えみ子委員

私の感想としては、余り右肩上がりではないように感じる。

新規就農者をふやすため、対象を45歳から50歳にする改善策が示されたが、そのほか土地の準備の問題や親元支援との関係が合わないなどの説明があった。どのようにして改善を進めようとしているのか。

農業担い手課長

農業次世代人材投資事業については、現在45歳未満の年齢制限は、来年度から50歳未満となり、底辺を広げて募集していく。特に親元で入る場合は、これまでも経営のリスクがある場合に対象にできるとの運用をしてきた。具体的には、水稲一本の農家へ花の栽培をする息子が入ってきた際、花の栽培の部分で就農計画を立て、認定農業者として経営展開する。所得等の条件はあるが、就農段階で計画の実現性や土地の活用、機械施設の整備、労力の調整、技術習得など、現場の農林事務所や市町村と連携しながらサポートしていく。

一定の事業の線引きをする以上、どうしても枠に入らない方が出てくるが、その方に対しても、通常の施設整備の事業は活用できる。新規就農の場合、技術習得が大事であるため、農林事務所の普及指導員による技術的なサポート、経営管理に関するアドバイスをしながら定着に向けてサポートしていく。

宮川えみ子委員

土地の準備の問題とはどういうことか。

農業担い手課長

例えば、農業次世代人材投資事業の要件の中に、中間管理事業を活用していることで交付要件を満たすとの項目がある。

県の振興公社、いわゆる農地中間管理機構の中に、14名ほど地域のマネージャーが配置されている。その方々と市町村が連携しながら、近くに利用しやすい土地がないか探すことをサポートしている。

最終的には、農業委員会の判断になるが、中間管理事業を使う場合は、農業委員会と地域マネージャー、市町村とが一体となってその計画をサポートする現場体制となっている。

宮川えみ子委員

サポート体制はあるが、新規参入者が土地の準備ができず参入できなかった例はあるか。

農業担い手課長

そうした例もある。例えばブドウづくりに条件のよい土地1haを探したいとの場合、すぐにその土地が見つからず、計画では来年入る予定であっても後倒しとなり、土地が見つかってようやく入れる例もある。土地問題は、営農のタイミングの大きな要素の一つとなる。

宮川えみ子委員

了解した。意欲のある方が1人でも多く参加できるよう努力願う。

宮川政夫副委員長

先日、私の地元の林業関係団体を訪ねたところ、大半の方の元気がよかった。聞くところによれば、ふくしま森林再生事業等により設備投資するほど仕事が豊富とのことだった。

先ほど若手が少ないとの話があったが、私の地元については若手が入り元気があり、これまでの取り組みの成果と感謝している。平成31年度もその勢いをもって林業振興に取り組んでほしい。

中山間地域における林業と農業の連携による豊富な森林資源を活用した営農モデルの構築とあるが、どういうモデルをイメージした事業なのか。

また、林業の成長産業化に向け、本県産材の需要拡大とブランド化、木材製品の供給体制の整備、林業経営体の基盤強化によるサプライチェーンを構築するとともに、新たな森林管理システムの円滑な導入を進めるとあるが、この点について理解し切れないところがあるため、説明願う。

森林計画課長

ふくしま「林・農」連携モデル創出事業の概要についてだが、中山間地域においては、人口の減少や、雇用の場が限られて若い人材が地域外に流出するなど、地域活力の低下が課題となっている。このため、中山間地域の基幹産業である林

業と農業が連携し、豊富な森林資源を活用した営農モデル事業の構築や、移住者を雇用する取り組み等を支援し、中山間地域の活性化を図りたい。

具体的には木材等を伐採、供給する事業者、木質燃料等を製造する事業者、木質燃料等を活用して農産物の生産に取り組む事業者が連携し、森林から生産される木質バイオマスエネルギーを活用して営農に取り組むものである。

この取り組みを実施するに当たり、まきやチップを生産するための施設や、チップ等を燃焼させるためのボイラー等の施設整備を支援していく。また、生産された農産物を社員食堂などで積極的に使う企業に対して認証する取り組みを行う。

林業の成長産業化については、県産木材の需要拡大とブランド化として、イベントにおける県産材のモデル住宅の展示に加え、県内事業者が有する付加価値の高い製品や加工技術について、首都圏や海外へ販路拡大するための活動を支援する取り組みを考えている。

木材製品の供給体制の整備については、ICTを活用した需給情報の共有、新たな木材利用の開発支援、集成材の生産施設整備への支援等に取り組んでいく。

林業経営体の基盤強化については、林業専用道の整備や高性能林業機械の導入支援に加え、適切な森林管理や、持続可能な森林経営が行われている森林を第三者機関が認証するFM認証との森林管理認証の取得支援に取り組んでいくことを想定している。

これら需要側から供給側に至る情報共有を図り、サプライチェーンマネジメントの構築を図っていく。

また、本年4月に施行される森林経営管理法に基づき、新たな森林管理システムの運用が開始されるが、その財源となる国の森林環境譲与税の創設に関する法案が今国会で審議されており、森林所有者の意向を踏まえ、市町村への経営管理権の設定や、意欲や能力のある林業経営者への経営管理実施権の集積・集約化が円滑に進むよう、森林GISに加え、森林情報のクラウド化によるリアルタイムでの情報共有、技術的助言等により市町村を支援していく。

宮川政夫副委員長

2点目については、市町村への情報提供等も含め、連携してうまく運営できるよう願う。

1点目については、これまでも施設やボイラー等への支援は実施していたと思うが、平成31年度は、新たに力を加えた事業を予定しているとのことか。

森林計画課長

まきやチップ製造施設に関しては、地域の森林資源を林と農が連携して活用を図るため、通常の補助率は2分の1程度であるが、この取り組みについては3分の2を想定して予算を組んでいる。

佐久間俊男委員

来年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、選手や役員等に対する県産品の食材提供について、これまで国やオリンピック組織委員会等に対し、強力に要請してきたと認識しており、県産品がいかに安全かなどを知ってもらおう絶好の機会であり、これまで農林水産部が培ってきた成果を発表できるよいタイミングと考える。

改めて、どのような県産品を提供することで動いてきたか聞く。

農産物流通課長

昨年6月から「ふくしまプライド。フードアクション推進協議会」を立ち上げ、総合アドバイザーとして有森裕子さんやカルビー(株)の伊藤社長、Jヴィレッジのフードアドバイザーをしている西芳照さんなどに入ってもらった。

実際の構成員として、流通アドバイザーとして青果や米、肉類、魚類の各卸の方にも入ってもらい、県内の生産流通団体と一体となって取り組む体制を整えた。その後、「ふくしまプライド。食材博」を夏と冬、2回ほど開催した。

来年度に向けたターゲットは2つある。1つは、選手村を初めとするオリンピック競技、関係団体への県内産の食材の供給である。大体30万人以上が来県するとのことである。

もう1つがインバウンド客に対する食材供給である。国が2020年に4,000万人の目標を立てている。

前者のオリンピック・パラリンピックに供給するためには、GAPの取得が大前提になる。生産、流通関係と一体とな

り、GAPの取得とともに、実際に供給する会社に直接出向いて食材を紹介し、実際に成果が見えてきている。本県の夏の野菜や果物に大変興味を示してもらっており、今、毎週のように営業攻勢をかけている状況である。

また、後者のインバウンドについては、供給先となるホテルや大手の量販店等到大変興味を持ってもらっており、さまざまな形で生産団体と一緒に供給・流通体制の整備をしている。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制を整えている都道府県としては、東日本で随一進んでいると自負している。

佐久間俊男委員

福島市で開催される野球・ソフトボール関係の選手や役員の方々には、ぜひ完全に本県の食材を提供できないものか。本県の産品は安全で、安心して食べられる食材になっているため、そのあたりの考え方を説明願う。

農産物流通課長

県内についても当然働きかけを実施している。しかし、オリンピック・パラリンピック組織委員会においてケータリングの会社を決めるが、県内会場のケータリング会社は決まっていない。順次決まるものと思われ、平成31年度に決まることであるが、その前にメニュー等が決まらなると、どういう食材が必要になるかなどがわからないため、まず綿密に情報収集することから始めている。

選手村のケータリング業者はほぼ決まったと聞いているが、県内の流通体制は決まっていないとのことであるため、関係機関と情報収集を進めながら実施していく。

佐久間俊男委員

ぜひよろしく願う。

佐々木彰委員

今、地球温暖化が進んでおり、例えば桃のあかつきの時期も早まってきている。

これから改植を推奨するに当たり、果樹研究所等では、地球温暖化に対応した研究がなされているのか、また、温暖化を含めた形で改植の指導ができていくのか聞く。

農業振興課長

昨年の高温干ばつにおいて、リンゴなどは日焼け症状になり腐ったものがあったため、農業総合センター果樹研究所においても、高温でも被害が出ない品種の開発に着手している。

また、JAとともに進める事業の中でも、そうした品種をできる限り早期に開発し、農家に提供するよう努力している。

園芸課長

改植については、国の事業に果樹経営支援対策事業があり、農家の希望に応じて実施できる。温暖化については、特にリンゴのふじについて、着色が悪いとの状況があるため改植を進める。

また、ふじの後に収穫する「べにこはく」は、発色がよく、果肉も酸味があり味もよいため、そうした品種を推進していく。

佐々木彰委員

いろいろな指導を願うが、リンゴに限らず、リンゴからミカンに転換する指導があってもよいとの声もあったため、そういう部分でも指導願う。

福島大学の食農学類について、県立農業短期大学校（アグリカレッジ福島）との連携をどのように考えているか。

農林企画課長

福島大学食農学類との連携についてだが、昨年12月に学長と知事が連携協定を締結した。

大きな6つの柱の一つとして、アグリカレッジ福島や高校教育との連携を掲げている。具体的な短大との連携については、食農学類の教員の授業や講演を学生が聴講するなどして事業の充実を図っていく。

今後、詳細については検討していく。

佐々木彰委員

農業短大で学べば食農学類の単位を取得できるなど、食農学類の学生が農業短大に来た際の単位の互換性等については、どのように考えているか。

農林企画課長

農業短期大学校と食農学類との単位の互換性等については、食農学類側の文部科学省の規定に基づく判断があるため、要望として大学へ伝えている。

佐々木彰委員

林野庁において、国有林野管理経営法の改正案として、民間活力を導入し、国有林材を長期・大ロットで安定供給するため、樹木採取権を新設するとの話がある。全国から10カ所程度を選び、民間活力を導入することであるが、本県では国有林野管理経営法の改正案についてどのように対応しているか。

森林計画課長

国有林野管理経営法の改正部分については現在国会で審議中であり、平成32年から施行される見込みとのことである。

民間活力を導入し、国有林材を長期・大ロットで安定供給できるようにするため、年間で数千㎡の生産が見込める数百ha規模の国有林について、10～50年とのスパンにわたり樹木採取権を設定し、意欲と能力のある経営者に委ねるとの内容となっている。

民サイドにおいては、新たな森林経営管理システムとのことで、4月から小規模な森林所有者が管理できない部分について、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集積していくとの考え方があられる。国有林においても、意欲と能力のある林業経営者を育成するとの側面があり、民有林のシステムと連携しながら取り組んでいく。

なお、全国10カ所程度との話があったが、福島森林管理署に確認したところ、本県において設定されるか否かは不明との情報を得ている。